

品川区胃がんバリウム検診実施要綱

	制定	昭和57年4月1日		区長決定
改正	平成4年4月1日		要綱第33号	
改正	平成5年4月1日		要綱第23号	
改正	平成11年4月1日		要綱第65号	
改正	平成12年4月1日		要綱第21号	
改正	平成13年3月28日		要綱第55号	
改正	平成14年4月16日		要綱第44号	
改正	平成16年4月1日		要綱第57号	
改正	平成21年3月10日		要綱第41号	
改正	平成23年3月22日		要綱第33号	
改正	平成24年2月15日		要綱第13号	
改正	平成27年3月3日		要綱第101号	
改正	平成30年3月30日		要綱第101号	
改正	令和4年4月1日		要綱第69号	

(目的)

第1条 品川区胃がんバリウム検診（以下「検診」という。）は、胃がんの早期発見・早期治療の促進を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(検診対象者)

第2条 検診の対象者は、勤務先等での受診機会がない区内在住の40歳以上の者で、次の者を除く。

- (1) 妊娠中および妊娠していると思われる者
- (2) 胃を手術後の者で受診することが適当でないと認める者

(事業の実施)

第3条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(受診回数)

第4条 検診の受診回数は、一人につき2年に1回とする。

(実施期間)

第5条 検診は、年間を通じて実施するものとする。

なお、検診日および検診時間は、指定された日時とする。

(費用)

第6条 検診に要する費用は、地区医師会が受診者から本人負担分を徴収し、残りを区の負担とする。ただし、生活保護受給者が区に申し出て受診した場合は、全額区の負担とする。

(検診の内容)

第7条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

- (1) 検査項目
 - ア 問診

イ 造影剤使用胃エックス線直接撮影検査

(四ツ切のフィルムを使用し、1人8枚以上撮影)

医師が必要と認めた場合次のうち必要なものを実施する。

ア 透視検査

イ 食道撮影検査

ウ 特殊撮影(スポット撮影)検査

(2) 判定

判定にあたっては、次の区分をするものとする。

ア 精密検査不要

イ 軽度の異常

ウ 病変の存在疑

エ 病変の存在確実

オ 悪性病変疑

(区民への周知)

第8条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載および40歳以上の受診対象者に対して、個別通知をするものとする。

(受診方法)

第9条 受診を希望する者は、地区医師会へ申し込み、受診券と住所、氏名および生年月日の確認できるものを提示して受診するものとする。

(検診後の措置)

第10条 検診の結果を受診者に通知し必要な指導を行うとともに、区に報告するものとする。

(請求手続)

第11条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和57年4月21日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和58年7月1日より施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。